

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R5 第03号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士河口湖町 渡辺英之		(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住戸又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢									
1	南都留郡富士河 口湖町河口字小 田野	1360	11	1360	山林	0.0238 (0.0268)	ヒノキ その他針	30									
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）	
---------------------	-------------------------	--

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	南都留郡富士河口湖町河口字小田野	1360	11	1360	山林	0.0238 (0.0268)	ヒノキ その他針	30					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 富士河口湖町 渡辺英之

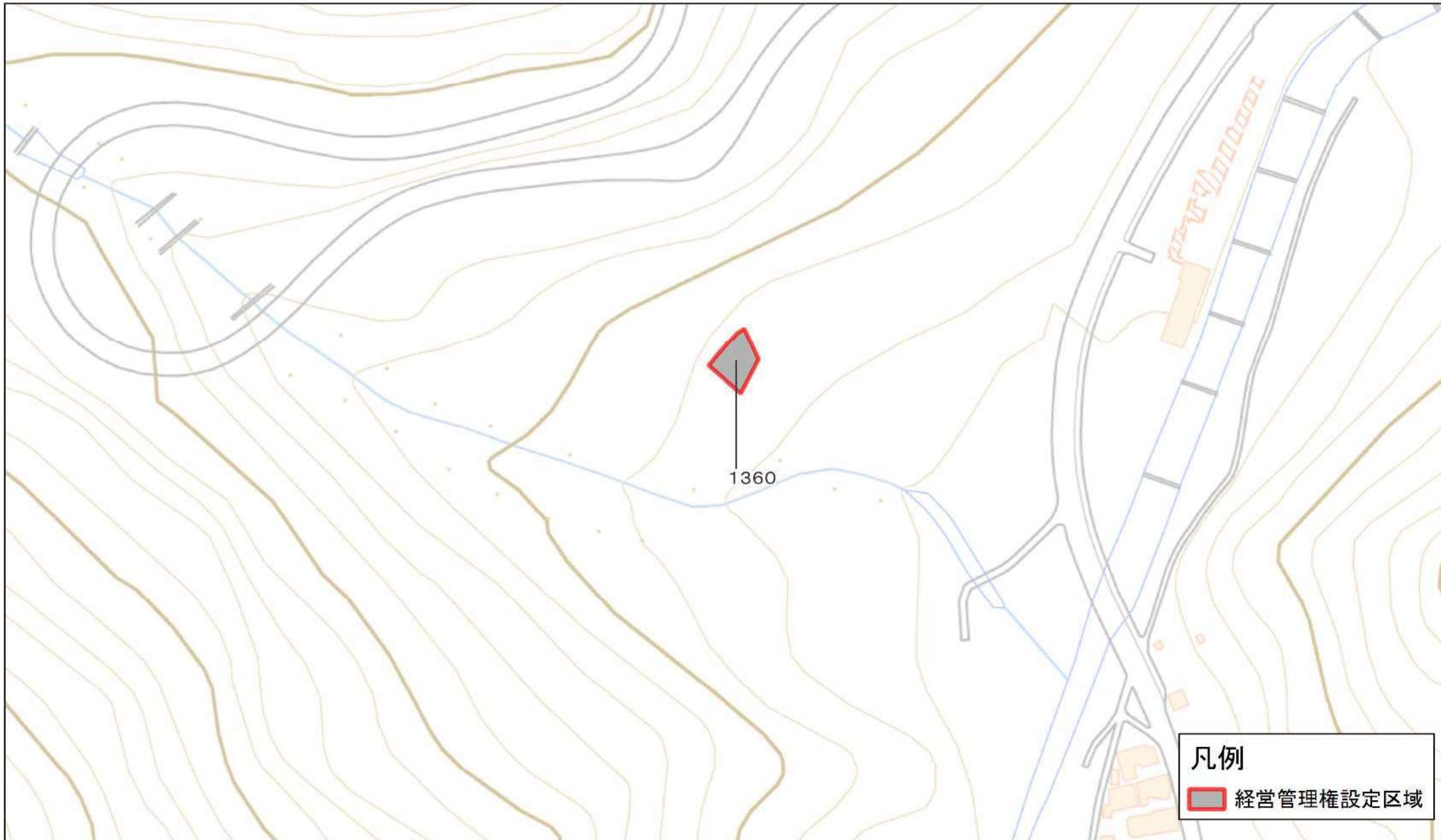
印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R5第03号 位置図



經營管理權集積計畫

1 個別事項

整 理 番 号	R5 第04号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士河口湖町 渡辺英之		(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理 権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	南都留郡富士河 口湖町河口字小 田野	1369-乙	11	1369-乙	山林	0.0327 (0.0569)	スギ	60								
2	南都留郡富士河 口湖町河口字小 田野	1385-1	11	1385-1	山林	0.0261 (0.0253)	スギ	60								
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町河口字小田野	1369-乙	11	1369-乙	山林	0.0327 (0.0569)	スギ	60					
2	南都留郡富士河口湖町河口字小田野	1385-1	11	1385-1	山林	0.0261 (0.0253)	スギ	60					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

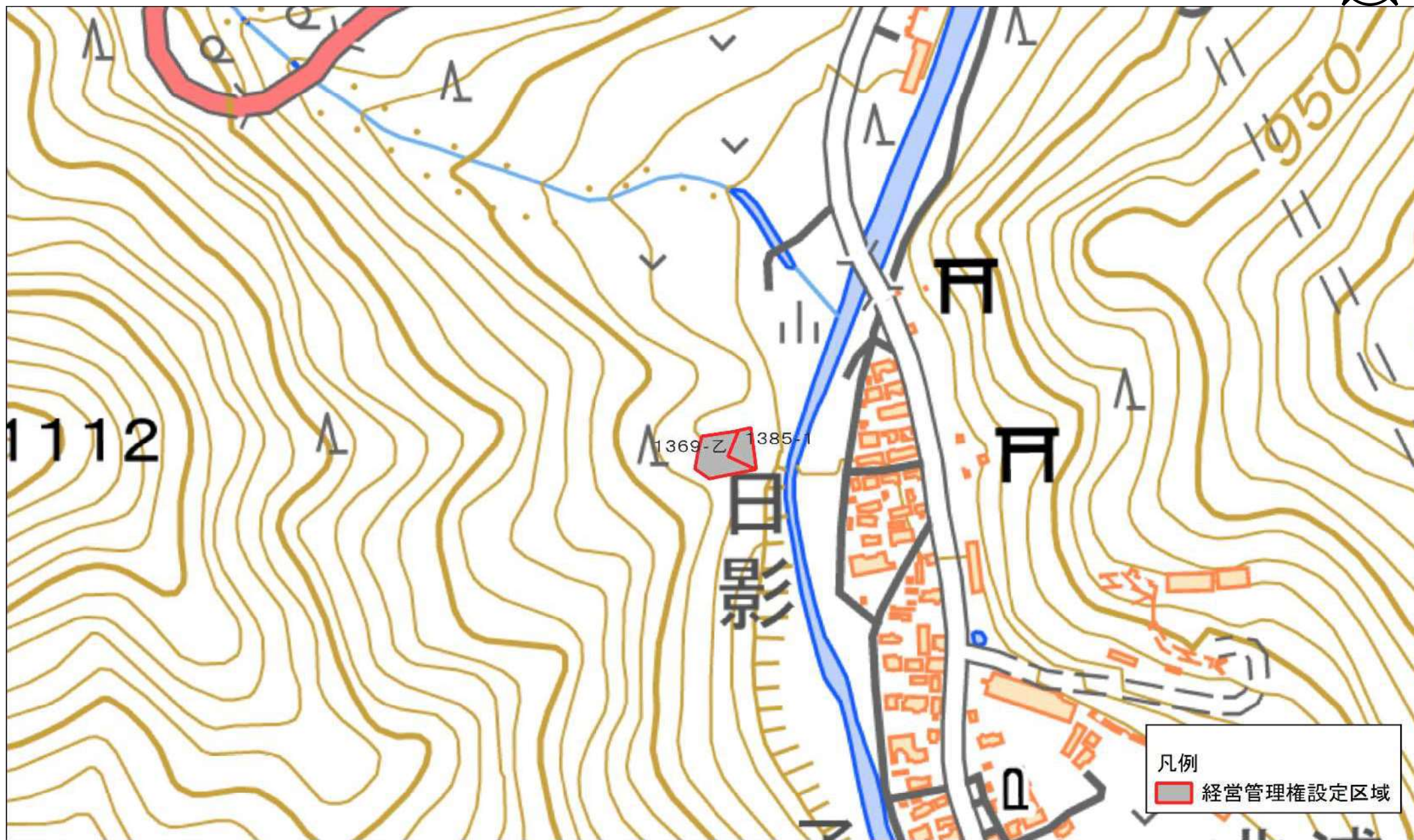
住 所（同上） 富士河口湖町 渡辺英之

住 所（同上）

印

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R5第04号 位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R5 第06号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士河口湖町 渡辺英之		(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の 始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	南都留郡富士河口湖町河口字梢山	2 4 4 0	11	2 4 4 0	山林	0.0280 (0.0888)	スギ	60								
2	南都留郡富士河口湖町河口字梢山	2 4 4 0-3	11	2 4 4 0-3	山林	0.1302 (0.1683)	スギ	60								
3	南都留郡富士河口湖町河口宇国府下山	2 5 0 0-2	12	2 5 0 0-2	山林	0.0380 (0.0545)	スギ	60								
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町河口字梢山	2440	11	2440	山林	0.0280 (0.0888)	スギ	60					
2	南都留郡富士河口湖町河口字梢山	2440-3	11	2440-3	山林	0.1302 (0.1683)	スギ	60					
3	南都留郡富士河口湖町河口字国府下山	2500-2	12	2500-2	山林	0.0380 (0.0545)	スギ	60					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 富士河口湖町 渡辺英之

印

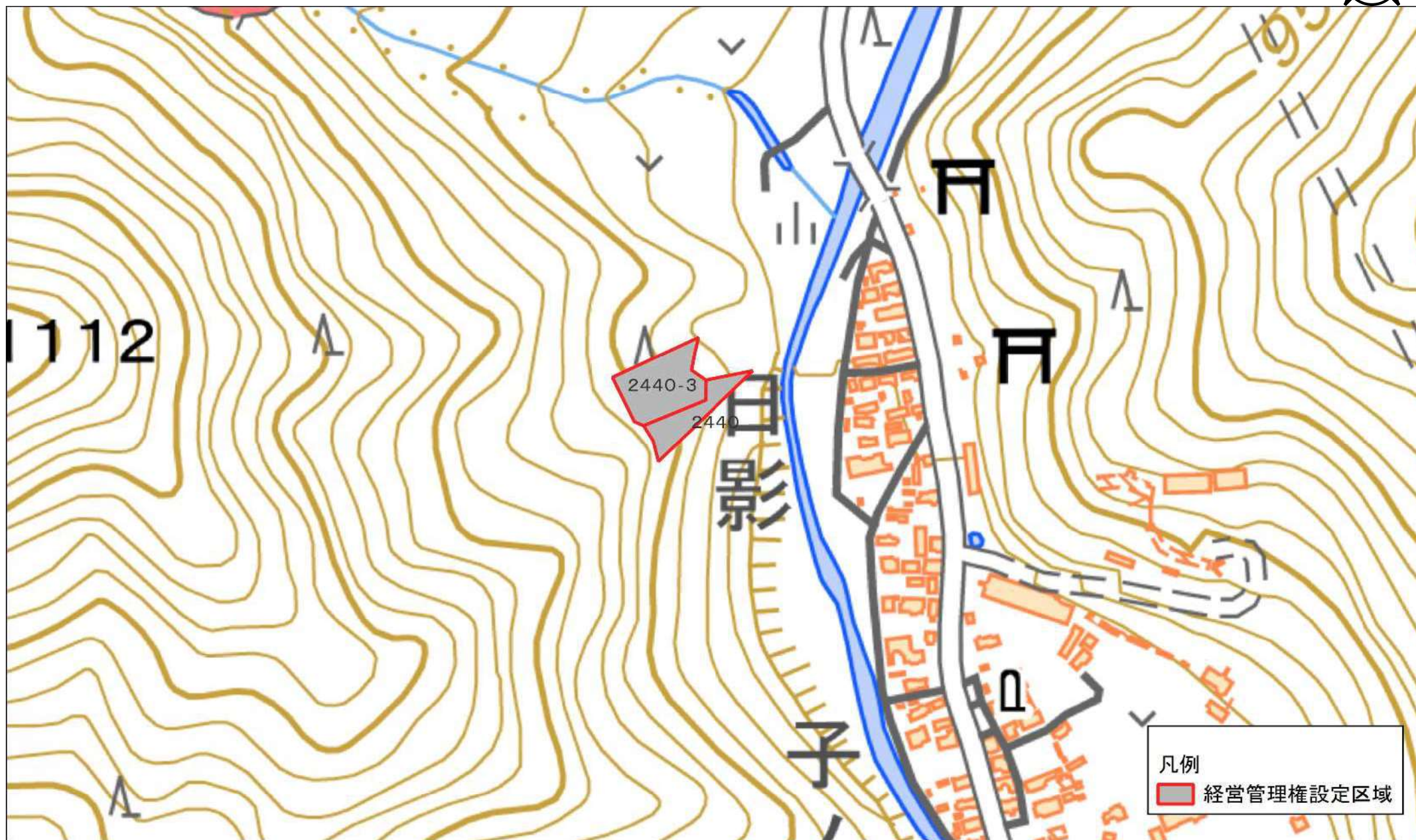
権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

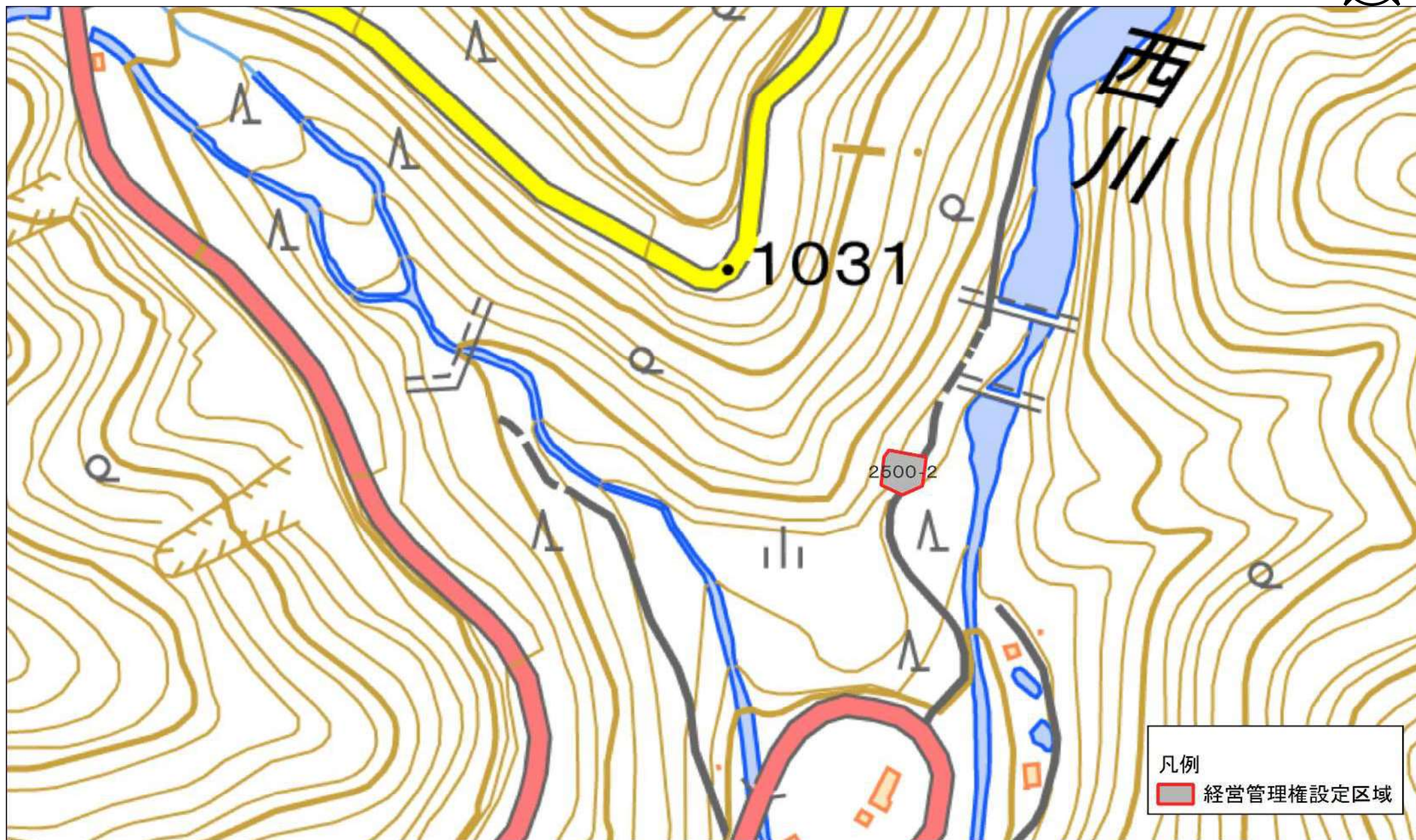
R5第06号 位置図

NO.1



R5第06号 位置図

NO.2



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	R5 第07号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士河口湖町 渡辺英之		(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	南都留郡富士河 口湖町河口字御 坂山	2 4 8 7	11	2 4 8 7	山林	0.0181 (0.0246)	スギ	60						
2	南都留郡富士河 口湖町河口字御 坂山	2 4 8 7 - 2	11	2 4 8 7 - 2	山林	0.0344 (0.0325)	スギ	60						
3	南都留郡富士河 口湖町河口字御 坂山	2 4 8 7 - 3	11	2 4 8 7 - 3	山林	0.0105 (0.0505)	スギ	60						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南都留郡富士河口湖町河口字御坂山	2487	11	2487	山林	0.0181 (0.0246)	スギ	60					
2	南都留郡富士河口湖町河口字御坂山	2487-2	11	2487-2	山林	0.0344 (0.0325)	スギ	60					
3	南都留郡富士河口湖町河口字御坂山	2487-3	11	2487-3	山林	0.0105 (0.0505)	スギ	60					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 富士河口湖町 渡辺英之

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R5第07号 位置図

